

役員等の報酬、手当及び費用弁償等に関する規程

(総 則)

第1条 この規程は、社会福祉法人千ヶ峰会（以下「当法人」という。）定款第9条、第23条及び第6条第3項の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）並びに評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものとする。

(役員等の勤務形態)

第2条 役員は、これを分けて常勤及び非常勤とする。なお、当法人職員を兼務している理事の他は非常勤とする。

- 2 評議員は非常勤とする。
- 3 評議員選任・解任委員は非常勤とする。

(報酬等)

第3条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している理事及び評議員選任・解任委員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

- 2 非常勤役員等には、職務に応じた報酬を支給するものとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 理事長及び業務執行理事の報酬については、別表1に定める額
- (2) その他の非常勤理事の報酬は、別表2に定める額
- (3) 監事の報酬は、別表3に定める額
- (4) 評議員の報酬は、別表4に定める額
- (5) 評議員選任解任委員の報酬は、別表5に定める額
- (6) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する当月分の報酬等の支給時期は、翌月15日とする。但し、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第5条に準じた日とする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の計算)

第6条 新たに理事長及び業務執行理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長及び業務執行理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

(報酬等の額)

第7条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第45条の16第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。）第89条に規定する役員の報酬等の額は、各年度の総額が、理事にあつては7,000,000円を、監事にあつては1,000,000円を超えない範囲とする。

2 定款第9条に規定する評議員の報酬等の総額は、420,000円を超えない範囲とする。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成29年10月9日から施行する。

附則 この規程は、平成29年12月10日から施行する。

附則 この規定は、令和2年6月22日から施行する。

附則 この規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1（理事長及び業務執行理事の報酬（第 4 条第 1 号関係））

役職名	報酬の額	勤務形態
理事長	月額200,000円以内	週 2 日
業務執行理事	月額160,000円以内	月 2 日

別表 2（その他の非常勤理事の報酬（第 5 条第 2 号関係））

区分	日額
理事会・評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のために出勤	10,000円

別表 3（監事の報酬（第 5 条第 3 号関係））

区分	日額
理事会・評議員会・その他重要な会議等への出席	10,000円
公認会計士としての観点から帳簿等の調査を行うために出勤	80,000円
監事監査への出席	50,000円

別表 4（評議員の報酬（第 4 条第 4 号関係））

区分	日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のために出勤	10,000円

別表 5（評議員選任・解任委員の報酬（第 4 条第 5 号関係））

区分	日額
評議員選任・解任委員会への出席	10,000円